平成２３年（フ）第１７３号
大阪府貝塚市二色中町７番２
破産者　有限会社歓彩
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９８号
神戸市北区大脇台８番１―906号、従前の住所神戸市北区大脇台８番１―508号
破産者　橋本　賢二
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９７号
神戸市中央区北長狭通５丁目３番９号
破産者　株式会社神戸エスケーカンパニー
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
兵庫県姫路市町坪163番地１
破産者　株式会社ダブルオーワン
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７６号
鳥取県東伯郡北栄町西園487番地
破産者　有限会社住まいのやまだ
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３４号
鳥取県鳥取市晩稲100番地１、商業登記簿上の本店所在地鳥取県鳥取市今町２丁目204番地
破産者　株式会社山中靴店
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
熊本県菊池郡菊陽町久保田827
破産者　株式会社新日本人財
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４５号
北海道旭川市東旭川町旭正203番地
破産者　有限会社雄飛
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
東京都西東京市芝久保町５丁目10番34号
破産者　須江　哲治
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１９０号
横浜市金沢区鳥浜町１番１
破産者　有限会社いしかわ水産
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
相模原市南区新戸2088番地の１
破産者　有限会社藤田工業
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７号
山梨県南都留郡西桂町倉見550番地　町営月夜の平団地１―306
破産者　土屋美千代
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
山梨県大月市大月２丁目22番16号
破産者　鬢櫛　貞利
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
岐阜県美濃市曽代400番地２　リバータウン美濃21―Ａ号室
破産者　長瀬　　清
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３４号
静岡県浜松市中区木戸町３番22号
破産者　株式会社みらい創研
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
三重県志摩市志摩町片田2532番地
破産者　前川　久治
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１４６０号
京都市北区大北山原谷乾町107番地の21
破産者　株式会社タナカ塗装店
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
沖縄県島尻郡南風原町字本部161番地の６
破産者　有限会社屋伸
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６号
沖縄県名護市字宇茂佐344番地１
破産者　株式会社協同緑地興業
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第４９０号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目５番地１　パインビレッジＡ棟202
破産者　藤井恵津子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７２１号
埼玉県川越市大字下赤坂1805番地８
破産者　株式会社山口工務店
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部